



氏 名 森 大 樹

事務所：長島・大野・常松法律事務所

住 所：東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

電 話：03-6889-7271

F A X：03-6889-8271

主 な 経 歴

2001年3月	慶應義塾大学法学部法律学科卒業
2002年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所
2006年5月	東京大学大学院法学政治学研究科（法科大学院）非常勤講師
2007年8月	内閣府国民生活局総務課課長補佐
2008年6月	内閣府大臣官房総務課法令遵守対応室法令参与（併任）
2008年10月	内閣官房消費者行政一元化準備室参事官補佐（併任）
2009年9月	消費者庁消費者安全課課長補佐
2009年11月～	長島・大野・常松法律事務所復帰（現職）
2010年9月～	上智大学法科大学院非常勤講師（現職）
2012年10月～	一般財団法人日本ADR協会調査企画委員会委員（現職）

金 融 機 関 側 ・ 顧 客 側 の 別

金融機関側 ・ 顧客側

主 な 取 り 扱 い 分 野

- ・ 訴訟・紛争解決業務（調停事件を含む）
企業間紛争、消費者関連法（製造物責任、消費者団体訴訟等）、不動産（賃料増減額請求、建物明渡請求等）、税務、商事（株主総会決議取消、株主権確認、新株発行差止、取締役の責任・解任等）、M&A（企業買収）関係（敵対的買収、株価決定、上場関係等）、金融取引（説明義務、信託、保険、仮想通貨等）、労働（解雇、残業代、安全配慮義務等）、薬害、システム開発、プライバシー・個人情報等に関する紛争
- ・ 消費者関連法（製品リコール、製造物責任法、消費者契約法、景品表示法、食品表示、特定商取引法（通信販売、訪問販売等）等）、個人情報保護法、労働法、企業不祥事 等

主 な 著 書

2006年	『独占禁止法の争訟実務－違反被疑事件への対応』（共著）商事法務
2008年	「国民生活センターによる消費者紛争に関するADRの整備」時の法

	令 2008 年 7 月 30 日号
2009 年	『消費者庁—消費者目線で新時代の経営を創る—』（共著）商事法務
2009 年	『消費者庁法令集 —解説・関連三法・政令・府令・所管法—』（共著）民事法研究会
2010 年	『逐条解説 消費者安全法』（共著）商事法務
2011 年	「不動産証券化取引（特に不動産賃貸取引）を巡る消費者政策・消費者法の概要と最新の動向（上・下）」不動産証券化ジャーナル Vol.29, 30
2012 年	「集団的消費者被害回復制度に係る訴訟制度の導入が各業界に与える影響」ビジネス法務 2012 年 6 月号
2013 年	「国民生活センターADR に関する法制度の概要」仲裁・ADR フォーラム Vol.4
2014 年	「消費者裁判手続特例法の概要と企業が行うべき対策」会社法務 A2Z 2014 年 4 月号
2015 年	「消費者契約・約款の作成時の視点および留意事項」ジュリスト 2015 年 3 月号
2015 年	『不祥事対応ベストプラクティス —実例から読み解く最新実務』（執筆担当）商事法務
2016 年	「消費者裁判手続特例法の施行へ向けた準備」（共著）Business Law Journal 2016 年 8 月号
2016 年	『消費者行政法 安全・取引・表示・個人情報保護分野における執行の実務』（共編著）勁草書房
2016 年	『日本法の舞台裏』（共著）商事法務
2017 年	「改正個人情報保護法の概要と社内対応のしかた」旬刊経理情報 2017 年 2 月 20 日号
2017 年	「日欧における個人データの越境・域外移転に関する規制についての実務上の諸問題」金融法務事情 2017 年 7 月 25 日号
2017 年	Getting the Deal Through – Product Liability 2017 Japan（共著）
2017 年	『日米欧 個人情報保護・データプロテクションの国際実務』別冊 NBL No.162（編集代表）

仲 裁 人 の メ ッ セ ー ジ

これまでの弁護士業務のみならず、行政庁の職員や法科大学院の教員として培ってきた知識と経験、さらには社会常識も活かして、適正かつ迅速であることはもとより、当事者双方が納得できる紛争解決を目指して、紛争の実情に即した柔軟な仲裁・和解手続を実施したいと考えています。

